

2020年3月13日

内閣総理大臣

安倍 晋三様

放射能汚染土壌の「再生利用」政策自体を破棄すること、及び、原発事故に伴う汚染土壌などの取り扱いについては、放射性物質についての環境基本法の改正に伴う公害規制法の全面的な法整備を行った上で、環境基準、規制基準を骨子とする、人の生命と環境を守る法制度に転換し再構築することを強く求める申し入れ

3. 11 東京電力福島第 1 原発事故から 9 年となりますが、まだまだ高濃度放射能汚染水の流出等が続いています。また、溶け落ちた核燃料（デブリ）は除去の目途すら立っておらず、原発事故に収束はありません。このような中、福島第 1 原発が立地する双葉町の一部で避難指示が解除されました。しかし、危険な放射能汚染に対する安全性が確立されない中での「解除」は断じて認めるわけにはいきません。

また、福島第 1 原発事故後の除染で生じた 1,400 万 m<sup>3</sup>もの放射能汚染土壌等について、国は、8,000Bq/kg 以下のものを道路・鉄道・防潮堤の盛土材や農地の嵩上げ材など、全国の公共事業や農地造成で再生利用できるよう、特別措置法「改正」にむけた省令案に関する意見募集を行いました。しかし、そもそも放射性物質は集中管理するべきであり、汚染された除染土壌を公共事業や農地造成に利用すべきではありません。国の放射能汚染土壌等の再生利用政策は、放射能汚染物質を全国に拡散し、国民の健康に対する脅威となり、環境を汚染する誤った政策です。しかも省令案には、事業を行う際の「責任の所在」や「管理基準」、「情報公開義務」が明記されていないことは重大な欠陥です。

国においては、2012 年、環境基本法 13 条を削除し、放射性物質を法律上公害と位置づけました。環境基本法は、公害物質に対して環境基準や規制基準を定めて、人の健康を守り、環境汚染を防止する法制度の整備を要請しています。国の放射能汚染土壌等の再生利用政策は、この環境基本法の要請に反しています。さらに、同政策は、第 177 国会が、福島第 1 原発事故を受けて「放射性物質に係る適用除外規定などの見直しを含め、体制整備を図る」とした方針に反しており、決して進めるべきではありません。

よって、国においては、放射能汚染土壌の「再生利用」政策自体を破棄すること、及び、原発事故に伴う汚染土壌などの取り扱いについては、放射性物質についての環境基本法の改正に伴う公害規制法の全面的な法整備を行った上で、環境基準、規制基準を骨子とする、人の生命と環境を守る法制度に転換し再構築することを強く求めます。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会 代表 佐藤 典子

〒060-0052 札幌市中央区大通東 2 丁目 15-1 サラサビル 4F

TEL011-219-0112 (市民ネットワーク北海道内)

<構成団体>生活クラブ生活協同組合 北海道、

NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、

市民ネットワーク北海道、

環境市民連絡会・札幌、

子どもの未来を守る市民の会、

原発公害に取り組む札幌市民の会